



条件付き移動制御SOP PKPB (CMCO)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・許可されていない活動リスト

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・サバ州全体におけるCMCOのSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間	24時間	許可される時間		下記の概要説明通り		居住者の移動について	PKPD(EMCO) エリアを除いて可
活動とプロトコル							
活 動	概 要 説 明						
対象地域	クアラルンプール連邦領、サバ州とサバックベルナム地区を除くセランゴール、フルセランゴールとクアラセランゴール、ケダ州(クリム地区)、ペナン島(ムキム12：バラットダヤ及びムキム13：ティムールラウト)、ペラ州(ムキムフルキンタ：IPOH&CHEMORエリア及びIPOH&CHEMORエリア)、ネグリセンビラン州(DAERAH SEREMBAN 及びポートディクソン)、クランタン州(PENGGAWA地区、ムキムKUBANG KERIAN とムキム KUSIAL) 及びJOHOR (JOHOR BAHRU地区、コタティンギ、バトゥパハット及びクライ) * Sabahについては、PKPB SOP AllSabahを参照してください。						
適用期間	2020年12月15日(午前12時1分) から 2020年12月20日(午後11時59分) まで						
移動制限	<ul style="list-style-type: none"> ・PKPB(CMCO)エリア内およびPKPBエリアおよびその他の回復移動制限令PKPP (RMCO) エリアへの移動許可 ・強化移動制御令PKPD(EMCO) への移動はPDRM許可が必要です。 ・自家用車の乗客数は、車両定員に応じて異なります。しかし、高リスク者、子供は公共の混雑した場所に出かけることは奨励されません。 ・必要な商品やサービスの供給の為に必要な人数と車での移動は商用車登録ライセンスに許可された通りとなります。 ・民間、政府部門、または民間企業の車両の移動で業務目的、公務目的は登録車両の定員座席数となります。 ・すべての空港と港での活動とサービスは運営が許可されています。 直行バス、高速バス、LRT / MRT / ERL / モノレール、フェリー、飛行機などの公共交通サービス、タクシー/ e-hailingおよびその他の公共交通機関の運行は車両定員に基づき許可されています(ライセンス条件に応じた営業時間) ・フードデリバリーサービスは、PKPB移動制御命令の期間、午前6時から深夜12時まで利用できます。						



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・許可されていない活動リスト

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・サバ州全体におけるCMCOのSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
海上の移動制限	<p>サバ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動を含む、サバ州の島々から本土への小型ボートでの移動及び沿岸地域のボート運用は午前6時から午後6時まで定員数50%の容量でのみ許可されます。 ・水産局に登録されているESSZONE海域の漁船のみ午前6時から午後6時まで操業許可されています（棧橋でのみ許可されています）。この許可は、地区警察署長によって発行された許可の対象となります。 ・次の船舶の移動は許可されていません。 <ol style="list-style-type: none"> a) 水域に入るすべてのインドネシアおよびフィリピンの盟外船（NCS）はサバ、マレーシアのESSZONE水域に入ること。又すべてのマレーシアのNCSがESSZONE海域からフィリピンとインドネシアに行くこと； b) インドネシアの魚輸送船がタワウへ行くこと。そして c) フィリピンからNCS船がサバ海を通過してW.Pラプアンに行くこと 注：これらのNCS船はすべて、国際輸送基準を下回る小型船です。 （国際海事組織基準） ・スキューバダイビングは、観光文化環境省が設定したSOPに準拠し、ポート及びダイビングスポットで定員の50%とすることにより運営が許可されています。 ただし、サバのPKPDが実施されている地域ではこのアクティビティは許可されません。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
海上の移動制限	<p>ラブアン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海運およびO&G関連施設のクルーのサインオン/サインオフは許可されています。現在の規制および施行されているSOPに従って運用します。レッドゾーンからのサインオンにはエントリー前にCOVID-19の陰性証明を提出し14日間の強制検疫を受ける必要があります。 ・RoRo船、エクスプレスフェリー、スピードボートの水上輸送サービスの運行は午前6時から午後10時までソーシャルディスタンスを確保できる定員容量で許可されています。 ・水上タクシー、鉱夫、交通機関の輸送サービスは、サインオフアクティビティを除き、午前6時から午後10時までです。 ・サインオフのための輸送サービスは、現在の規則とSOPに準拠している場合のみ午前6時から午後6時までのみ稼働することが許可されています。 ・トランスファー目的でラブアンにNCS船を送ることは許可されていません。 ・サバ、サラワク、およびWPラブアンの海域外からWPラブアンに向かう船の場合、14日以内に、サインオフを実行する乗組員は14日間隔離されなければなりません。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

活動とプロトコル

活動	概要説明
PKPBエリア内での活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネス/経済/産業は、政府の規定に従って運営することが許可されています。 ・スーパーマーケット、ショッピングモール、小売店は、午前6時から深夜12時まで所定のSOPに従って運営することが許可されています。 ・レストラン、ショップ/屋台、フードトラック、道端のホーカー、移動ホーカー、フードコート/ホーカーセンター、道端の屋台/キオスク、食料品店、コンビニエンスストアは食品セクターSOPに準拠して、午前6時から深夜12時までの運用が許可されています。 ・レストランや飲食店での食事が許可されています (1mのソーシャルディスタンス保持し、テーブルサイズに応じた顧客間を確保) また、持ち帰り、配達、ドライブスルーもSOP食品セクター (プレミアムビジネス、施設を持たないホーカー、コンビニでの食事) に準拠してドラ午前6時から深夜12時まで許可されます (ライセンス条件に従います)。 ・毎日の市場運営、卸売市場、農民市場、ナイトマーケット、レイトナイトバザール (アップタウン、繁華街など) は、ライセンス/許可に基づく運用開始時間に応じて最大深夜12時まで、当局およびRELA / PBTメンバーによるSOPコンプライアンスの監督により許可されます。 ・ガソリンスタンドでのポンプの稼働時間は、午前6時から深夜12時までです。 (但し24時間営業を許可されている高速道路でのガソリンスタンドを除く)。 ・ランドリーは、午前6時から深夜12時まで許可されています。 ・ニーズに対応する他の事業の運営は、午前6時から深夜12時まで許可されています。 (ライセンス条件による)。

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・政府および民間の診療所および病院の営業時間は、24時間または政府によって設定された時間に従って営業することが許可されています。 ・薬局とドラッグストアは午前8時から深夜12時まで営業できます。
衛生安全手順	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の所有者は、1メートルのソーシャルディスタンスを維持した施設への顧客の出入りを確実に管理します。 ・施設の所有者は、顧客がMySejahteraを使用してまたは書面で名前と電話番号を記載させ体温をスキャンして施設にチェックインさせることを確実にを行います。 ・体温37.5°C以上の場合は施設内への立ち入りは禁止されています。 ・施設の所有者は、半径1メートルのソーシャルディスタンスにより施設内の顧客最大許容数を表示し、入場者を制限します。 ・従業員、サプライヤー、および顧客は、敷地内にいる間、MOHの推奨事項に従ってフェイスマスクを適切に着用する必要があります ・混雑した公共の場所ではフェイスマスクの着用が義務付けられています
作業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・PKPB(CMCO)およびPKPP(RMCO)エリアへの出入りは許可されています。 ・PKPD(EMCO)エリアへの移動は許可されていません。 ・PSDサーキュラー/公務員向けの指示およびセクター従業員向けの雇用者に基づく民間の雇用活動。 ・自家用車を含む従業員を乗せた車両の場合、SOPに準拠し運転が許可されています。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
スポーツとレクリエーション活動	<p>・物理的に接触しないスポーツやレクリエーション活動（屋内と屋外）は許可されます。個々に行う活動は10人を超えてはならずソーシャルディスタンスの確保は次の通りとなります。（静的活動：1～3メートル、動的活動：3～5メートル）ウォーキング、ジョギング、サイクリング、セルフトレーニング体操、ハイキング、釣り等はスポーツセクターSOP&に準拠により許可されています。</p> <p>・身体的接触を伴わず、スポーツSOPに準拠するトレーニングやレクリエーションであっても一般の人々によるスポーツ施設の運営および使用の許可は制限されています。施設のキャパシティーは総容量の50%を超えることはできません。</p> <p>・運営者とスポーツイベントオペレーターは参加者が多い場合は、一度にユーザー数が集中しないように制限する必要があります。</p> <p>・既存の集中トレーニングプログラムは、全国スポーツ評議会と州スポーツ委員会によって実施され、州のスポーツ競技会は、MSNブキットジャリル、ケラマットコンプレックス、ブキットキアラのマレーシアバドミントンアカデミー、バドミントンマレーシア、ブキットキアラ、クランパンダンのパラリンピックススポーツセンターオブエクセレンス、サンウェイメガレオンとベロドロームで行われた様に「検疫ベース」で継続することができます。</p>



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動エリア/地区および州全体許可されたPDRMの許可問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動エリア/を除く地区および州全体許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される時間

下記の概要説明通り

居住者の移動について

条件により可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
経済/産業セクターの活動	<ul style="list-style-type: none"> ・CMCO地域の経済および産業部門の活動は、政府により規定されたSOPを遵守すること。 ・地区や州を横断することを含みすべての産業用、ビジネス用、および製造関連の車両の運用が許可されています。
漁業/プランテーション/農業セクター	<ul style="list-style-type: none"> ・食品サプライチェーンに関連するすべての漁業、プランテーション、農業、畜産業運用が許可されている。
宗教活動	<ul style="list-style-type: none"> ・モスクとスラウでの活動は、州の宗教当局によって決定された制限で許可されています。 ・非イスラム教の礼拝所での活動は、NSC/MOH州政府と連邦直轄領省によって決定された制限で許可されています。 ・イスラムの結婚式(ニカド)は、利用可能なスペースと物理的な距離に基づいて30人または州の宗教当局によって設定された人数に従い許可されています。 ・非イスラム教徒の結婚式は利用可能なスペースと物理的な距離に基づき最大30人で許可されます。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
クリエイティブ産業	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、コンサート、撮影、インタビューなどの活動は許可されています。社内（スタジオ）または外部施設のいずれかにて最小限のクルー、聴衆なし、そしてクリエイティブ産業SOPへの準拠及びCMCOエリア内に制限されています。 ・観客のいないライブイベント活動は、通信マルチメディア省(KKMM)がクルーとスタッフの数を決定します。 ・閉鎖された場所（建物内）でのパフォーマンス活動は、KKMMが公演タイミングと観客数を決定します。
保育所 (幼稚園/保育園)	<ul style="list-style-type: none"> ・チャイルドケアセンター（幼稚園/保育園）は、フロントライナーの子供と親/保護者の為に関連する省/機関によって運営されています。 ・親/保護者により子供を施設に送る事は許可され、車両の乗車定員に応じて子供を乗せることができる。
ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、ホテル、およびオフィスで開催される公式のビジネスの対面ミーティングは、フェイスマスクの使用とソーシャルディスタンス確保による50%の会議室定員容量により許可されます。
他の許可された活動	<ul style="list-style-type: none"> ・その他ネガティブリストに記載されていないアクティビティは、既存のSOPに基づいて許可されます。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
許可されない活動の一覧 (ネガティブリスト)	
エンターテイメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ナイトクラブやバブ。 ・PKPB内のグリーンゾーンを除く、テーマパーク、屋内遊技場、映画館 (PKPBでのそのような活動は許可されています) ・観客を伴うコンサート活動やライブイベント。
セミナー/ワークショップ/会議/展示会	<ul style="list-style-type: none"> ・すべてのセミナーワークショップ、コーストレーニングセッション、会議、トーク会議、インセンティブ集会、コンベンション、展示会に関連する活動 ・継続的な公務員のトレーニングは、トレーニング機関のエリア内でのみ実施することができます。
セレモニー	<ul style="list-style-type: none"> ・政府および民間の公式および非公式のイベント (儀式、結婚式、婚約式、アキカの儀式、記念日、誕生日のお祝い、再会、その他の懇親会)
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・授業、音楽教室、ダンス教室、芸術、勉強教室、語学教室など。例外は個別に許可されます。PKPBエリアのグリーンゾーンでのアクティビティは通常どおり許可されます ・例外。外国機関で試験や試験を受ける学生、IPTA、IPTS等は試験のためのみ出席することが許可されています。



条件付き移動制御SOP (PKPB)
更新日：2020年12月15日

2020年12月15日更新



マレーシア日本人商工会議所
The Japanese Chamber of Trade & Industry, Malaysia

2020年12月16日作成
Unofficial Translation
REFERENCE ONLY 厳秘

許可された活動

- ・経済、産業のサプライチェーン
- ・公務員
- ・緊急の治療および葬儀

禁止された活動

- ・禁止行為リスト
- ・CMCOからの居住者の移動
エリア/地区および州全体
許可されたPDRMの許可
問題/活動
- ・CMCO外からの住民の移動
エリア/を除く地区および州全体
許可された事項/活動

根拠とされる法令

- ・マレーシア法342 (感染症予防法1988)
- ・NSC及びMOHによって発行される条件
- ・省庁、政府部門/機関からの命令、規則およびSOP
- ・保健局長により発行される命令

適用期間

24時間

許可される
時間

下記の概要
説明通り

居住者の移
動について

条件によ
り可

活動とプロトコル

活 動	概 要 説 明
許可されない活動の一覧 (ネガティブリスト)	
スポーツ活動 とレクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ピクニック、身体的接触活動/格闘技の試合、チームでのトーナメント/競技会 ・大規模なソーシャルディスタンスを管理することが困難なスポーツおよびレクリエーション ・観客を伴う海外からの参加者を含むスポーツイベントと競技会、およびスポーツイベント
観光旅行	<ul style="list-style-type: none"> ・CMCOエリアからの行き来を伴うすべての観光活動 ・市民による国外観光活動と、担当大臣により認められた外国人のマレーシア入国以外の外国人観光客による国内観光 ・例外規定 マレーシア観光芸術文化省 (MOTAC) によって設定されたSOPに準拠することによりPKPB内のグリーンゾーンでの観光活動、および他PKPBグリーンゾーンとPKPPへの旅行は許可されています。
他の禁止された活動	<ul style="list-style-type: none"> ・フィジカルディスタンスを妨げ保健局長の命令に従うことを困難にするような、多くの人が一か所に参加するすべての活動 ・政府が随時決定するその他の事項